



「天水利用の農業」が日本農業遺産認定

嵐山町を含む比企丘陵地域2市5町(滑川町、東松山市、熊谷市、嵐山町、小川町、吉見町、寄居町)の「比企丘陵の天水を利用した谷津沼農業システム」が令和5年1月18日、農林水産大臣より「日本農業遺産」として認定されました。比企丘陵農業遺産推進協議会(会長：滑川町長)発足以来、農業遺産としての地域資源の再評価並びに申請書の作成、認定に向けての審査に挑んできましたが、3度目の挑戦にしてその評価が認められたものです。

先人たちの知恵と努力の結晶

国営武蔵丘陵のある比企丘陵地域には、大小350を超える谷津沼(ため池)があります。築造年代が明らかになっていない沼はありませんが、古くは7世紀初頭頃、新しいものでも17世紀初頭には完成していたようです。

まるでヤツデの葉のように比企丘陵に高密度に分布する谷津地形(※1)を活かして築かれたため池。その下流に広がる谷津田に一滴もムダなく配水するために張り巡らされた水路。千年の歳月を費やして整備された「天水(※2)利用の農業システム」は先人たちの知恵と努力の結晶です。

全国にはため池が築かれた地域が多数あるため、「ため池かんがい」による農業は決して珍しいものではありませんが、その多くが雨の少ない地域です。これらの地域では、技術革新の進展に伴い、農業用水の安定的な確保や効率的な利用のため、河川からの取水やため池同士の連携による広域システムへと変ぼうを遂げ、今もなお「天水のみを水源とする」地域は稀有な存在となっています。比企丘陵では、400年前には

完成していた「天水を水源とする谷津沼のかんがい」のお陰で、今日まで河川からの導水を行うことなく農業用水の需要を賄うことができています。

この度の認定は新たな挑戦へのスタートです。比企丘陵地域における「天水を利用した農業」の魅力を広く発信するとともに、地域の誇りとして、今後の維持継承に努めていきます。

伝統を守り続ける

志賀小学校・七郷小学校では、嵐山町の丘陵の多い地形を活かした「ため池農法」についての授業を行っています。

5年生の児童達が谷津田に実際に足を運び、苗を植えたり、育った稲を刈り取り、お米の作り方を学んでいます。

収穫したお米は学校給食でおいしくいただいています。

※1 谷津地形

丘陵地で形成された谷状の地形

※2 天水

空から降った水(雨水)

問合せ 農政課
TEL 0493-5916671



ごみ・資源分別収集カレンダーに従って正しいごみの分別を

令和5年度の「ごみ・資源分別収集カレンダー」が3月中にご自宅に配布されます。このカレンダーは“ごみ、資源の分け方・出し方”、“粗大ごみの出し方”などさまざまな内容が掲載してあります。しかし、分別ルールが守られず出される例があとを絶ちません。

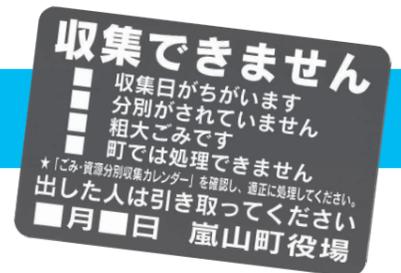
特に、「もえるごみ」は微生物の力を使った生物処理(メタン発酵処理)を行っているため、ルールに従った出し方をしない場合、ごみ処理能力の低下を招くことになります。「もえるごみ」の出し方には十分に注意してください。

問合せ 環境課 TEL0493-62-0719

分別のルールが守られずごみ集積場に出されていた「もえるごみ」の正しい出し方

| | |
|----------------------------------|------------------------|
| ペットボトル、プラスチック製弁当容器等 | ▶ペットボトルの日、資源プラの日 |
| 靴、財布等の皮革製品、プラスチックのおもちゃ | ▶廃プラの日 |
| 布団、バスタオル等の布製品、長さ40cm×直径3cmを超える枝木 | ▶粗大ごみ |
| 洋服、タオル等の衣類・布類 | ▶紙・衣類の日 |
| 茶びん、無色びん、陶器類、金属類 | ▶茶・無色びんの日、ガラス類の日、金属類の日 |
| バッテリー、スプレー缶、ライター ※車のバッテリーは不可 | ▶有害ごみの日、スプレー缶の日 |

! バッテリー、スプレー缶、ライター等は収集車や処理施設の火災事故に直結するもので非常に危険です。絶対に「もえるごみ」に混ぜて捨てないでください。



違反ごみには「違反シール」を貼付します

分別が適切に行われていないごみなどの「違反ごみ」には違反シールを貼付します。これは、処理施設に不適切なごみや混入禁止物の搬入を防ぎ、処理施設での事故を防止するための重要な取り組みです。

違反シールを貼付されたごみは回収を行いません。 出された方は、持ち帰り正しく分別してから集積場に出してください。違反ごみは、処理施設に重大な影響を与えるほか、そのごみを処理するために追加費用がかかります。

処理費の増加は、町財政への負担につながるとともにごみ集積場周辺の生活環境を悪化させることにつながります。ごみ・資源分別収集カレンダーをご確認いただき、適切にごみ処理をお願いします。

※特に混入禁止物(スプレー缶等)は、1つでも確認された場合、回収は行いません。

もえるごみ(小)の再販

現在、もえるごみ収集袋は(大)45ℓ、(中)30ℓの2種類を販売しております。4月より「もえるごみ収集袋(小)」15ℓを再販します。管内のスーパー、ホームセンター、ドラッグストア等で販売予定です。

「もえるごみ収集袋(小)」は取っ手付きとなっており袋を縛りやすく、搬出しやすいように変更していますので、少量で出す場合にご使用ください。

※ごみ処理量を減少させるため、ごみの減量を行い、袋の使用も必要最小限度で使用しましょう。

